

関東農業食料工学会ベスト・ペーパー奨励賞表彰規程

(平成13年11月 承認)

(平成15年9月18日承認)

(平成20年8月10日承認)

(平成24年8月3日承認)

(平成25年8月9日承認)

(令和元年8月7日承認)

第1条 本会に、関東農業食料工学会ベスト・ペーパー奨励賞(以下、「奨励賞」という。)を設ける。

第2条 奨励賞は、(一社)農業食料工学会および関東農業食料工学会の目的とする分野において、注目に値する研究を行い、将来学術の進展への貢献が期待できると認められる若手研究者に授与する。本賞に係る成果は、当該年度の年次大会において口頭発表された講演論文とする。

第3条 奨励賞の表彰は、当該年度の年次大会会期中に行う。表彰件数は、原則として毎年1件とする。表彰は、賞状と賞牌をもって行い、受賞者全員に授与する。

第4条 会長は受賞者を選考するために、関東農業食料工学会ベスト・ペーパー奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設ける。

2. 選考委員会は数名をもって組織し、会長が会正会員の中からこれを委嘱する。

第5条 候補者は、年次大会において口頭発表した者のうち、推薦を受けた者、および審査申し込みを行った者とする。

第6条 受賞者の決定は、選考委員会の選定に基づき、評議員会で行う。

第7条 すでに奨励賞を受賞した者は、受賞候補者になることはできない。

関東農業食料工学会ベスト・ペーパー奨励賞表彰に関する内規

(平成13年11月 承認)

(平成24年8月3日承認)

(平成25年8月9日承認)

(令和元年8月7日承認)

第1条 関東農業食料工学会ベスト・ペーパー奨励賞(以下、「奨励賞」という。)の候補者は、当該年度の年次大会講演申込み締切日において35歳未満の正会員、または学生会員であることとする。

第2条 会長は選考委員長1名と、選考委員数名を委嘱して、選考委員会を組織する。

2. 選考委員長および選考委員のうち1～2名は、評議員であることとする。

3. 選考委員は、当該年度の年次大会講演会の座長を含むこととする。

第3条 選考委員長は、候補者をとりまとめ、選考委員に周知する。

2. 選考は、講演要旨および口頭発表等に基づき、当該講演論文の独創性、正確性、応用への発展性や期待度等を総合的に勘案して行う。

3. 選考委員長および選考委員は、候補業績を審査し、受賞候補者を選定する。

第4条 選考委員長は、受賞候補者の原案を評議員会に諮り、承認を求め、受賞者を決定する。

2. 会長は、表彰式において受賞者を顕彰する。